

意見書案第12号

平成28年11月28日

白老町議会

議長 山本浩平様

提出者

白老町議会議員 大淵紀夫

賛成者

白老町議会議員 小西秀延

白老町議会議員 吉田和子

白老町議会議員 山田和子

白老町議会議員 松田謙吾

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の
早期制定を求める意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の
早期制定を求める意見書（案）

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余議なくされたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

なお、法律の検討に当たっては、新たな差別が生じないように、広く国民の理解が得られる法律の整備を願うものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年11月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山本浩平

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、
外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣